

共同生活援助（グループホーム）の新規開設

Social Inclu

ソーシャルインクルーホーム **出雲市常松町**

概要書

ソーシャルインクルー株式会社

会社概要

名称

ソーシャルインクルー株式会社

住所

本社
〒140-0013
東京都品川区南大井6-25-3いちご大森2F

電話・FAX

03-6436-8972 03-6436-8973

設立年

2017年4月

資本金

1億円

代表者

田中 浩一

事業内容

障がい者総合支援法における障害福祉サービス
①障がい者グループホーム事業
②相談支援事業

事業内容

事業展開地域
全国約180事業所で運営中



理念とミッション

住まいで困っている障がい者が『0』の社会を創る

ミッション

01

障がい者の住まいのインフラとなる

ミッション

02

障がい者が日本のどこでも自立を目指せる環境を創る

ミッション

03

どこでも「同じ」という安心のSI品質を確立する

障がい者グループホームの現状

全国の障害者手帳所持者数

約9,360,000人

H30年内閣府統計より

グループホーム供給率

1.4%



全国的にグループホームの供給が不足する中で従来の「施設入所」（大型施設）の入所の新規開設ができなくなったことから、グループホームのニーズが一層高まっている。

また、現状でも「**将来の住まい**」「**親なき後のホーム**」として全国でグループホームを希望される利用者・ご家族・支援者の声が多い。

今後2040年に向けて**高齢者人口がピーク**になる中で、**障害を持つ子供のお世話が**できなくなる家庭が**年々増加**していく。

弊社としてこの「**住まい**」・「**親なき後**」の課題に対して、**運営・不動産の両側面から**解決させていきたい。

グループホームの概要

日中サービス支援型障がい者グループホームとは？



障がいのある方が、地域の中で、家庭的な雰囲気のもと、共同生活をおこなう住まいの場。

2018年4月より創設されたグループホームの新たな類型。高齢化・重度化する障がい者に対応するための新たな国の施策である。

- 単身での生活には不安があり、サポートを受けながら地域での生活をしたい18歳以上の方（学校卒業及び、施設退所者）
- 親なき後の住まいとして、障がい者を対象としたホーム。障がいがあっても施設や病院で暮らす人の中でも、地域で支援を受けつつ共同生活を送ることができる人を受け入れる。
- ホームでは弊社の世話人や支援員と呼ばれるスタッフが食事作りや健康管理といった生活サポートをおこなう。
- 日中もG Hで安心して過ごすことができる。

仮称) ソーシャルインクルーホームの概要

基本情報

- ①事業所名称： ソーシャルインクルーホーム出雲市常松町日中サービス支援型グループホーム)
- ②ユニット名称：
ソーシャルインクルーホーム出雲市常松町Ⅰ 定員10名
ソーシャルインクルーホーム出雲市常松町Ⅱ 定員10名
短期入所出雲市常松町 (GH併設) 定員3名
- ③主たる対象者： 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方が入居し男性・女性はフロア別に住み分ける形となります。一人暮らしに不安がある方や家族から自立して暮らしたい方などです。迷惑行為や他傷行為があり集団生活に適さない方は入居をお断りしています。

入居者の暮らし

- ・日中の過ごし方は様々で、生活介護といわれるデイケア等へ通う方もいれば、ホームの中で過ごされる方もおり夕方には食事をとったり入浴など一般の方と同様の生活を行います。
- ・入居時にスタッフがあいさつなど生活上のルールなどについてトレーニングをしたりと生活面での助言や指導を行います。また自治会・町内会へ加入し会費もお支払いいたします。
- ・玄関は電子錠のオートロックになっており外出をする場合は、職員が同行します。(一部の入居者で一人で外出する事ができる方もいます。)

仮称) ソーシャルインクルーホーム 概要

運営について

- ①入居基準 : 相談から入居までの流れとしては、入居希望者と当社のみで決めるのではなく外部の機関（医療機関・ケアマネ的な役割の相談支援事業所など）と連携し入居希望者の家庭環境や障害特性・診断書などの情報を元にホーム側で受け入れ出来るかの判断を行います。迷惑行為や他傷行為があり集団生活に適さない方は入居をお断りする場合があります。
- ②健康管理 : 特に健康管理が必要な利用者様に対しては、毎日バイタルのチェックを行います。また、2週間に一度提携先の訪問看護ステーションから健康管理を行っていただき、緊急性や、体調不良の訴えについては、病院への同行、医師の訪問を調整します。
- ③食事管理 : 食材を提携業者から購入し、世話人が調理し提供致します。提携業者により栄養管理された食材・レシピに沿って食事提供を行いますが、ミキサー食や、糖尿病食など個別に対応が必要な利用者様には、利用者様に沿った支援を行います。

人員配置について

- ①人員配置 : 管理者 : 常勤者 1 名
サービス管理責任者 : 常勤者 1 名
世話人・生活支援員 : 24 時間常時 4 人体制
- ②資格従事者 : 採用予定
- ③看護師の配置 : 現状は看護師は配置致しません。
連携クリニックへ、訪問診療・訪問看護連携体制を業務提携。

ソーシャルインクルーホームの概要

■ 「障がい者グループホームとは」

● 障がい者グループホームの一日

06:30～07:00	:	起床
07:00～09:00	:	朝食、服薬 歯磨き、身支度 就労先、生活介護へ出かける
09:00～10:00	:	部屋の掃除や洗濯 通院同行
11:00～12:00	:	昼食の買い出し
12:00～13:00	:	昼食
13:00～15:00	:	自由時間、レクリエーション
15:00～17:00	:	入浴
17:00～18:00	:	外出者のお迎え 夕食の準備
18:00～20:00	:	夕食
20:00～22:00	:	自由時間、入浴
22:00	:	消灯

<レクリエーションの種類>

- 屋内活動
 - ・TV・映画・音楽鑑賞
 - ・植物栽培
 - ・折り紙
 - ・将棋、オセロ、読書 等
- 屋外活動
 - ・散歩
 - ・買い物
 - ・図書館
 - ・地域貢献活動、ボランティアなど

特徴

バリアフリー・エレベータ完備で車いす対応！

24h・365日・常時スタッフ4名以上の配置

病院・買い物など送迎・同行サービス（無料）

スプリンクラー・防災設備完備で安心

ひとりひとりの人を大切にしご支援する

イメージ外観



イメージ内観 (リビング・居室)



イメージ内観 (リビング・居室)



イメージ内観（リビング・居室）



グループホームについてよくある問い合わせ及びその回答

① なぜ人が多く住む住宅地で計画しているのか

グループホームは障害のある人たちの「障害があっても地域の中で暮らし続けたい」という思いからスタートしています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）はその目的に「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を掲げ、入所施設や病院を出て、その人の希望する地域で暮らすことを実現するための施策を打ち出しています。長年続いてきた住宅地から外れた入所施設中心の施策に後戻りすることのないようにするためにも、グループホームの充実は大切なことだと考えます。

グループホームの立地定義

「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。」

② どのような方が入居されるか

→この地域の中で、ご自宅で家族と暮らしていた方などが、ご両親の高齢化などにより自宅での生活が難しくなりサポートが必要な方などが入居を希望しています。障がいの種類としては「知的・精神・身体」の方達を受け入れます。自分の身の回りの事（例えば掃除や洗濯・食後の服薬など）ができなくなってしまう方へのサポートを行います。病院を退院できる状態でも、いきなりの一人暮らしに不安のある方となります。精神病院で入院が必要な方を入居させる訳では無く主治医から入院の必要は無いと判断されている方達で共同生活が出来ると判断される方となりますので御安心頂きたいです。

③ 入居者の外出について

→一人での外出が難しい入居者については職員が同行致します。今までの生活の中でも一人で外出が出来ている方は、決まった場所（近くのコンビニ等）に一人で外出を認める場合もあります。

④夜間に出歩く入居者はいないか（門限は無いのか）

→22時で消灯とするルールになっており原則22時以降外出は認めていません(救急や緊急を要する事以外)。またオートロック電子錠にしている為外出帰宅管理を行っております。

⑤騒音について（テレビ・ラジオの音量や入居者の大声）

→テレビ等の音量については、近隣の皆様へ迷惑とならないよう夜間帯は窓やカーテンを閉めて音漏れや明かり漏れに注意し職員の方からも入居者へ気を配るように致します。また入居者の大声については、稀に入居者同士が口喧嘩のような事は起きるので注意して参ります。常に大声・奇声を発する方は通常の共同生活が難しいと判断し当ホームの入居基準では不可となっておりますので、退去して頂く形となっております。

⑥ゴミの処理

→事業ごみとして産廃業者と契約する為、自治会ゴミ集積所の利用はしません。産廃業者の車の出入りは週2回程午前中にくる場合が多いです。

⑦車の出入り（工事中の部分に関しては施工会社より説明致します）

→入居者が車を利用するケースは少ないです（精神・知的障がい者の方での運転をしているケースはありません）。職員の勤務交代時である朝と夕方と入居者の中でも外部の通所先（作業所やデイケア）へ行く方がいるので、その通所事業者の送迎車が朝と夕方に出入りがあります。

⑧災害時の避難対策はどのように考えているか

→定期的にホーム全体で火災訓練や通報訓練・避難訓練を実施します。実際の対応としては第一に「自助」を行うよう動いて参ります。避難勧告ガイドラインに沿って避難に時間のかかる要配慮者と同じように避難を開始します。

⑨運営に関する苦情の対応

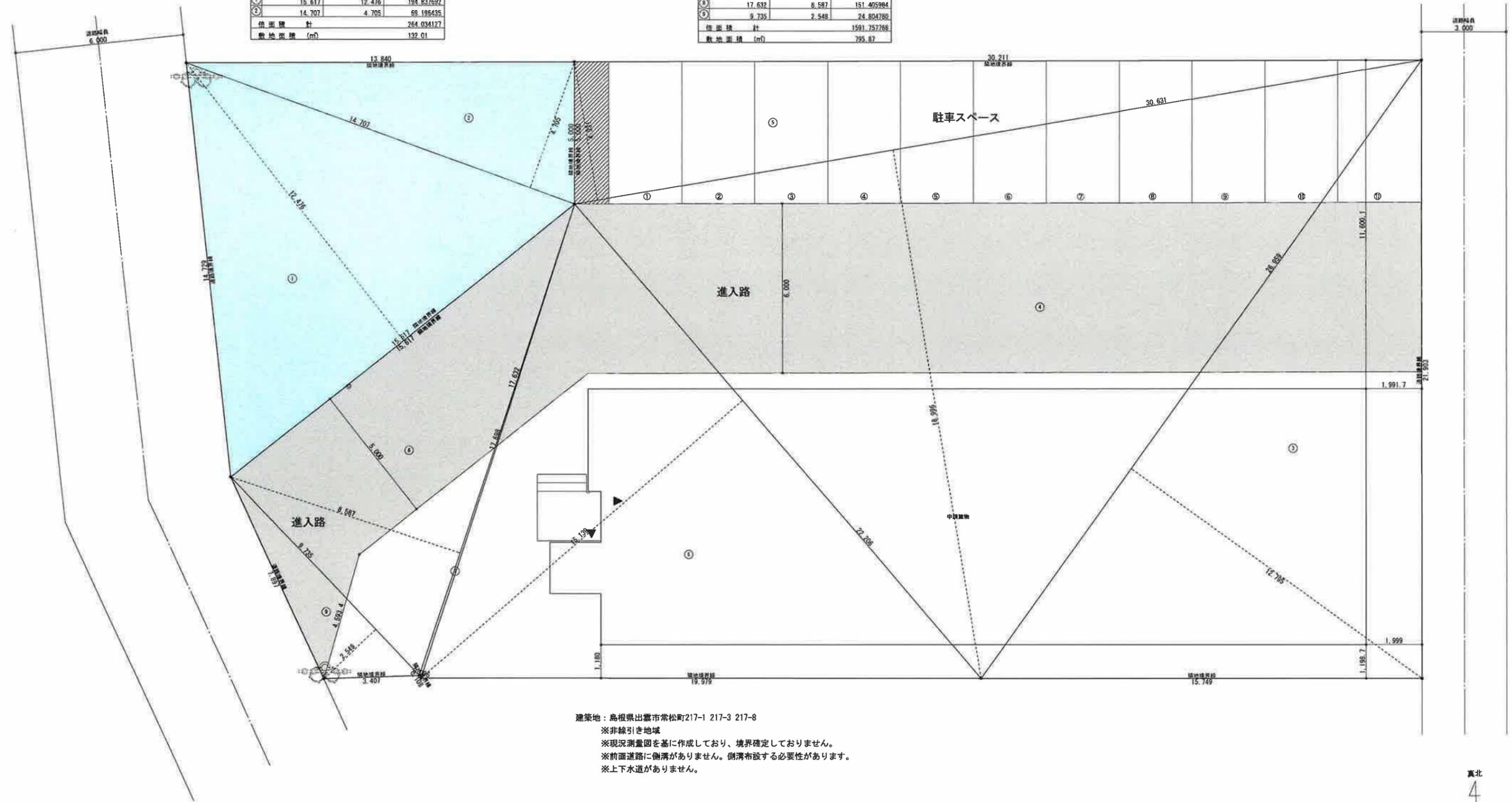
→苦情の一次窓口としては、施設責任者となりますが、連絡がつかない場合や対応が出来ない場合は、本部の運営支援対応を行う部門へ連絡を取れる体制としております。連絡先については、自治会へ加入の際報告致します。

自治会へは会費をお支払いし加入させて頂きます。地域の一員として何か申し出がある場合には、ホームと本部で情報を共有し対応して参ります。

分筆① 39.93坪

区分	底辺 (m)	高さ (m)	積算積 (㎡)
①	15.617	12.476	194.837692
②	14.707	4.705	69.196425
積算積 計			264.034117
敷地面積 (㎡)			132.01

①	26.959	12.795	344.940405
②	30.631	18.996	581.866476
③	30.631	4.931	151.041461
④	22.206	15.139	336.176634
⑤	17.698	0.086	1.522028
⑥	17.632	8.587	151.405284
⑦	9.735	2.548	24.804780
積算積 計			1591.757268
敷地面積 (㎡)			795.87

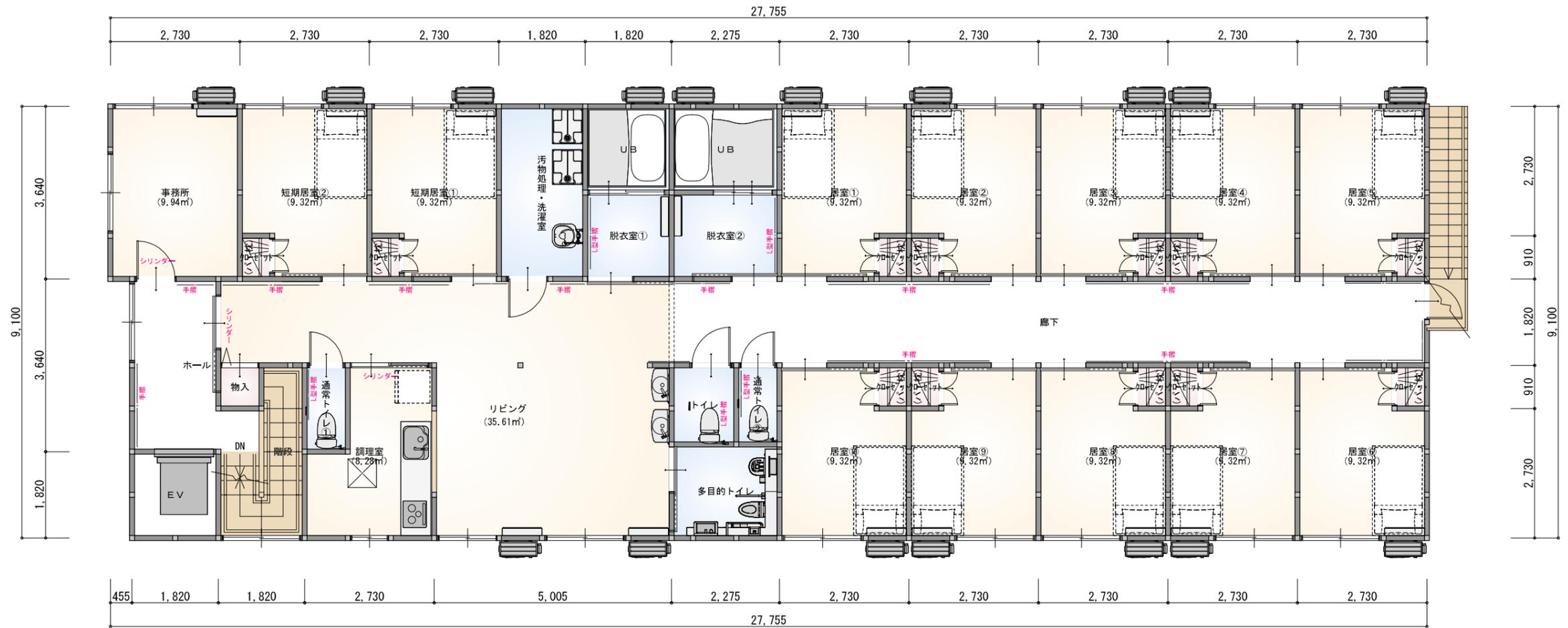


建築地：鳥根県出雲市常松町217-1 217-3 217-8
 ※非線引き地域
 ※現況測量図を基に作成しており、境界確定しておりません。
 ※前面道路に側溝がありません。側溝布設する必要があります。
 ※上下水道がありません。



配置図 S:1/150

工事名	障害者グループホーム 出雲新築工事	管理 者	設計 者	担当 者	図面名	図面No.
備考		クレバリーホーム	ハウジングスタッフ建築士事務所	宮里	配置図	A2
		日付	日付	日付	縮尺	1/150



2階 平面図 S:1/100

工事名 障害者グループホーム 出雲新築工事	 クレバリーホーム ハウジングスタッフ建築士事務所	管理者 日付	設計者 宮里 日付	担当者 宮里 日付	図面名 2階 平面図	図面 No. A5
備考		縮尺 1/100			縮尺 1/100	